

多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月

多古町

「多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託」
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、地域福祉をめぐる今日的な動向をふまえながら、地域に内在するさまざまな生活課題や福祉ニーズ、社会資源（社会福祉資源）について総合的な観点から再検討した上で、地域特性や資源に立脚した諸施策を体系的に位置づけ、「多古町地域福祉計画」を策定することを目的とする。

又、再犯防止に係る取組みを総合的かつ計画的に推進していくため、「多古町再犯防止推進計画」を含めた形で「多古町地域福祉計画」を策定するものである。

なお、多古町が策定する地域福祉計画と多古町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、相互に補完し連携をしながら地域福祉を総合的に推進するためのものであるため、一体的な計画として策定、推進を行う。

2. 業務の概要

(1) 件名

多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託

・多古町地域福祉計画策定支援業務委託（多古町発注）

・多古町地域福祉活動計画策定支援業務委託（多古町社会福祉協議会発注）

(2) 業務内容

別紙「多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

総額 6,679,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含むものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 契約日までに令和 6・7 年度多古町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、当該名簿に登載されていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出（各 1 部）し、本町入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、本プロポーザルに限り、当該名簿に登載されている者と同様の資格があるとみなす。

ア 商業登記簿謄本又はその写し

- イ 国税及び都道府県税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
 - ウ 多古町税等の納税証明書等(滞納がないことが確認できるもの)
 - エ 財務諸表の写し
 - オ 取引先一覧及び会社の概要(任意様式)
- (2) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準(平成 8 年多古町訓令第 3 号)、又は多古町物品等契約に係る業者指名停止基準(平成 26 年多古町訓令第 15 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱(平成 26 年多古町告示第 11 号)に基づく排除措置を受けていないこと。又、同要綱第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (6) 本業務公告開始の日現在において、国税、都道府県税及び多古町税等に滞納がないこと。
 - (7) 本業務公告以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - (8) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な業務執行体制を有していること。
 - (9) 過去 5 年間に、国又は地方公共団体等における同様事業の業務実績があること。

4. 参加表明手続

(1) 提出書類(各1部)

- ア プロポーザル方式参加申込書(様式 1)
- イ 会社概要書(任意様式)

(2) 提出先

多古町保健福祉課福祉係
〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古 2848 番地

(3) 提出方法

多古町保健福祉課福祉係に持参又は郵送すること。
郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限

令和 7 年 2 月 21 日(金)まで。※郵送の場合は必着
土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
※参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式 2)を令和 7 年 2 月 25 日(火)までに提出すること。

(5) その他

参加資格審査結果については、参加申込者に参加資格審査結果通知書(様式 3)により 2 月 26 日(水)までに通知(郵送及びメール)する。

5. 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6. 本プロポーザルに関する質問と回答

本プロポーザルに関しての質問は、「様式 4 質問書」を持参又は電子メールに添付する方法により受け付ける。電子メールにより行う場合は電話連絡すること。

(1)質問受付期限 令和 7 年 2 月 28 日(金)まで。

土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

(2)電 子 メール タイトルは、「多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託質問書【事業者名】」とすること。

宛先:fukushi@town.tako.lg.jp

(3)回 答 方 法 町ホームページに随時掲載する。

(4)連 絡 先 多古町保健福祉課福祉係
電話:0479-76-3185

7. 企画提案書の受付・提出

参加資格要件を確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり企画提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

提案書正本1部、副本 12 部とし、紙媒体に加え、CD-R 等に格納した電子データも併せて提出すること。

(2) 提案書作成上の留意点

提案者は、以下に掲げる事項を記載した企画提案書を提出するものとする。

① 支援内容

② 貴社が考える多古町のビジョンを含む全体コンセプト等

③ 実施行程(スケジュール)

④ 会社概要

⑤ 見積書及び積算内訳※内訳は、企画費・人件費・印刷費など詳細に示すこと

⑥ 業務実績(直近 2 年間ににおける国又は地方公共団体等における同様事業の業務実績)

⑦ 制作従事者体制(担当者名・職名・経験・人数・役割など)

⑧ 完成品の項構成(案)(各項の内容を簡潔に記載すること)

⑨ 町民参画の手法(内容については具体的に示し、その手法による効果について)

でも示すこと。)

⑩ 仕上がり見本(表紙+本文2P 分)

⑪ 企画提案書は、A4 版・片面印刷・横書きスタイルとし、表紙には宛名「多古町長」、タイトル「多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務企画提案書」、提出年月日、提案者名を記載すること。

※副本 12 部については、提案者名は記載しないこと

(3) 提出先 多古町保健福祉課福祉係

(4) 提出方法 多古町保健福祉課福祉係に持参又は郵送すること。

郵送の場合、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(5) 提出期限 令和 7 年 3 月 18 日(火)まで。※郵送の場合は必着

土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

8. ヒアリング

提案書の内容を評価するに当たり、ヒアリングは実施しない。

9. 評価及び結果通知

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和 7 年 3 月 25 日(火) ※時間については、別途参加者に通知する。

イ 会場

多古町保健福祉センター内会議室

ウ 出席者

最大 3 名

エ 本町が用意するもの

- ・プロジェクター(HDMI ケーブル)及びスクリーン
- ・提出された提案書 12 部

オ 内容

説明は 30 分以内、質疑応答は 15 分程度。※準備・片付け各 5 分程度

(2) 選定委員会

評価は、多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会を設置し実施する。

(3) 評価基準

別表多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準のとおり。

別表 多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託プロポーザル
評価基準

評価項目	着眼点	配点
業務理解度	本業務の趣旨を十分に理解しているか。	10 点
	本町の地域特性や課題、まちづくりの方向性を的確に把握しているか。	10 点
実施方針	提案内容に説得力があり、過去の実績等に基づいた実現性の高い提案であるか	10 点
	業務実施体制が十分であり、実施手順が効率的かつ実現可能であるか。	10 点
調 査	調査内容が具体的に示されており、計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。 町民参画の手法は適切であるか。	20 点
提案書、仕上がり見本 及び プレゼンテーション	提案書の見やすさ、わかりやすさ、文章力論理的に整理されているか。	10 点
	仕上がり見本の見やすさ、分かりやすさ、文章力	10 点
	プレゼンテーションのわかりやすさ、業務に対する取組意欲、事業者の対応は適正であるか。	10 点
価 格	見積金額は、適当であるか。	10 点
合 計		100 点

注1 上記は、審査委員 1 人当たりの配点である。

注 2 価格については、提出書類から客観的に行った採点を審査委員共通の採点とする。

(4) 受託候補者の決定

審査委員が順位第 1 位を最も多く付けた提案者を候補者として選定する。なお、順位 1 位が同数の場合は、同数となった者について、順位 2 位を多く付けた提案者を候補者とする。順位 2 位と順位付けした審査委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各審査委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、審査委員による合議又は多数決により決定する。

(5) 結果通知

結果の通知については、プロポーザル参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書(様式 5・6)により通知する。

10. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。又、すでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 「3.参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本町に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

11. 契約

- (1) 本プロポーザルにより受託候補者として選定された者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、受託候補者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとする。
- (2) 委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提案書は 1 社 1 提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 町は、提出された書類について、多古町情報公開条例(平成 13 年 3 月 16 日条例第 1 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 町は、提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 当該プロポーザルは、令和 7 年度多古町一般会計予算の議会議決による成立を

前提として募集するものであり、予算が不成立の場合は当該業務を実施しない場合があります。なお、業務が実施されない場合において、企画提案に要する費用について多古町に請求することはできないものとする。

13. スケジュール

募集告知開始	令和7年2月10日(月)から
参加表明締切	令和7年2月21日(金) 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年2月26日(水)まで
質問締切	令和7年2月28日(金) 午後5時まで
質問回答	令和7年3月7日(金)まで
提案書提出締切	令和7年3月18日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年3月25日(火) ※予定
審査結果公示	令和7年3月31日(月) ※予定
審査結果通知	令和7年3月31日(月) ※予定
契約事務手続	令和7年4月上旬 ※予定

14. 問い合わせ先

多古町保健福祉課福祉係

担当 飯田

電話 0479-76-3185

E-mail fukushi@town.tako.chiba.jp